

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地域再生エリアマネジメント負担金各受益事業者納付額徴収猶予
概 要	大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例に基づき各受益事業者から徴収する負担金（各受益事業者納付額）については、災害その他特別の事由があると認められるときは徴収を猶予することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例第 7 条 （ https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000595225.html ） 大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例施行規則第 5 条 （ https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000596601.html ）
審査基準	徴収対象者が次に該当するときは、各受益事業者納付額の徴収を猶予することがあります。 （１）災害を受けたとき ※「災害」とは、台風や豪雨などの季節的な災害を想定し、一時的に納付が困難にある場合としています。 （２）その他特別の事由があると認められるとき ※「特別の事由」とは、新型コロナウイルス感染症の急激な蔓延など不可抗力でやむを得ない状況に陥った場合を想定し、一時的に納付が困難にある場合としています。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
提出時期	随時
提出方法	地域再生エリアマネジメント負担金各受益事業者納付額徴収猶予申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000595225.html
備 考	